

事務連絡
令和2年3月2日

空き家等施策 御担当者 様

内閣府地方分権改革推進室
総務省地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室
国土交通省住宅局住宅総合整備課

空き家対策等における「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート
(令和元年地方分権改革提案重点事項)

平素より空き家等対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年地方分権改革における重点事項のうち「特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化」については、令和元年12月23日の閣議決定においてその対応を「代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。」とされたところであります。

本調査はその閣議決定を受け、『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」の改正を検討するにあたり、令和元年9月5日～13日に実施した「空家等対策に関するアンケート」(地方分権提案事項にかかる空家等対策の調査依頼の件)の結果を踏まえつつ、さらに各市区町村における代執行時の動産の取扱いについての対応状況を把握するために行うものです。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、下記内容をご確認いただき、アンケートにご協力のほど何卒宜しく願いいたします。

記

1. 調査対象の市区町村

例年実施している国土交通省・総務省調査「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」において、平成31年3月31日時点でこれまでに代執行(略式代執行を含む。)の実績があると報告のあった市区町村

2. 調査内容

特定空家等を代執行するにあたり、動産の廃棄や保管等についてどのような対応を行っているか状況の調査を行います。

詳細は別添の調査票「000000_(〇〇市)「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート.xlsx」をご参照ください。

3. 提出資料

①別添の調査票「000000_(〇〇市)「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート.xlsx」

②代執行時の動産の保管・処分の判断基準等マニュアルがある場合は当該資料

※ 回答する際のファイル名は「6桁の地方公共団体コード_(地方公共団体名)「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート.xlsx」に修正してご提出ください。

(例)011002_(札幌市)「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート.xlsx

※ 複数事例実績がある市区町村においては、調査票をコピーの上1事例ごとに回答し、ファイル名を「6桁の地方公共団体コード_(地方公共団体名)事例●「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート.xlsx」としてご提出ください。(●は数字を記入)

4. 提出期限

令和2年3月23日(月)

5. 提出先および問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

担当:福井

TEL:03(5253)8111 (内線:39375)

Mail:fukui-m2ea@mlit.go.jp

上記メールアドレスに、回答した調査票を添付してご提出ください。

※県および各地方整備局への提出ではございません。

6. 添付資料

①「000000_(〇〇市)「代執行時の動産の取扱い」に関するアンケート.xlsx」

②地方公共団体コード_R1.5.1時点.xlsx

7. その他

本調査においてご提出いただいた内容及び資料につきましては、今後国土交通省が空き家等対策の取り組み状況を公表する資料等に利用する可能性がございますのであらかじめご承知おきください。

また、指針の改正の検討、公表資料作成に当たり、別途具体的内容等詳細をお聞きする場合がありますので、その際は御協力を御願いたします。

以上